

新幹線地本ボーナスカット裁判 控訴審はじまる！

9月11日、東京高等裁判所において、新幹線地本のボーナスカット裁判控訴審第1回口頭弁論が開かれました。この裁判は、会社がJR東海労の弱体化を意図して、組合員のボーナスを不当にカットしたことに對して、24名の組合員が損害賠償を求めたて闘っている裁判です。提訴した04年夏のボーナス支給では、実にJR東海労組合の70名近くが不当にカットされました。この数だけを見ても、いかに会社が恣意的に、JR東海労組合員を狙い撃ちにしてボーナスカットを行ったのか想像することが出来ます。

会社は、組織破壊のために、仕事上のあらをあげつらい、あたかも不良社員であるかのようにレッテルを貼り、「勤務成績不良」としてボーナスをカットしたのです。まさに、企業権力を振りかざした暴挙です。絶対許せません。

東京地方裁判所の第1審では、会社側の主張を全面的に受け入れた不当判決でした。このような反動判決を断じて許さず、会社が行った不当の限りを再度満天下に明らかにし、その悪辣な姿勢を糾すために、私たちは控訴しました。

控訴審で東京高裁裁判長は、冒頭、「しろうとでも控訴人（JR東海労）の訴えはわかりやすい。『発車時刻3分15秒です』と『発車時刻3分15秒』のどこが問題なのか？わかればいいじゃないかと思うのだが、こういうものもカット理由の1点としてあげる意味があるのか」などと感想が述べられました。私たちに正当性があることは明らかです。働きやすい職場を目指して、勝利に向かってしっかりと突き進みます！

不当なボーナスカットを許さないぞ！